

社会福祉法人彩鷺会 評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は社会福祉法人彩鷺会（以下「この法人」という。）の評議員及び役員並びに評議員選任・解任委員会委員（以下「評議員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条に定める役員をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員会委員とは、定款第6条に定める評議員選任・解任委員会委員をいう。

(報酬)

第3条 評議員等が、評議員会、理事会及び評議員選任・解任委員会（以下「会議」という。）に出席したとき、また監事が監事監査業務にあたったときには、日額7,000円の報酬を支給する。

- 2 同日にあわせて法人の業務を行った場合、前項の規定にかかわらず、報酬及び第4条の費用弁償を重複して支給しない。
- 3 理事長については、勤務形態に応じて、別表のとおり報酬等を支給することができる。ただし、第1項において支給する報酬と合わせた各年度の報酬総額については、500万円を超えない範囲とするものとする。
- 4 法人の常勤職員であって評議員等になっている者については、会議に出席した場合、第1項の規定にかかわらず、これを支給しない。

(費用弁償)

第4条 評議員等が会議に出席したとき、または監事が監事監査業務にあたったときは、会議開催場所までの交通費として、次のとおり定額で費用弁償を支給する。

- (1) 評議員等の居住地と同一の市町村内であるとき 500円
- (2) 評議員等の居住地と別の市町村であるとき 1000円

- 2 法人の常勤職員であって評議員等になっている者については、会議に出席した場合、前項の規定にかかわらず、これを支給しない。
- 3 交通費の実費が、第1項の額を超える場合には、その実費とする。

(支給方法)

第5条 報酬及び費用弁償は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込む方法で支給する。

2 報酬の支払い時期は、社会福祉法人彩鷺会職員給与規程を準用し、当月16日から翌月15日までに行った当該会議及び監事監査業務に対し、翌月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

平成20年11月1日制定「社会福祉法人彩鷺会役員等に対する費用弁償等に関する規程」は、令和元年6月30日廃止する。

この規程は、令和元年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月 1日から施行する。

別表（第3条第3項関係）

1 非常勤の理事長に対する月額報酬

1月当たりの勤務日数	支給限度額
4日以上8日未満	250,000円

2 非常勤の理事長に対する賞与

夏の賞与	2月以内
冬の賞与	2月以内

* 平均勤務日数が連続して3月を超えて、規定する日数の範囲を下回る場合は、支給額を見直すことができる。

3 理事長の通勤に係る費用については、社会福祉法人彩鷺会の給与規程に準じて支給することができる。